

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

令和四年八月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		
氏名又は名称	住所	賃借権の設定等を受ける土地
農事組合法人一穀あすか	高市郡明日香村	
高市郡明日香村大字橘九七三番		

二 認可年月日

令和四年八月十六日